

今後の主な行事予定

3月	
6日	第2回評議員会
4月	
27日	第1回正副会長会
28日	監事監査
5月	
13日	第1回理事会
28日	第1回評議員会
	新任市町老連 会長・事務局長研修会
6月	
下旬	正副会長会
7月	
7~8日	市町老連会長研修会
初・中旬	理事会
9月	
15日	老人の日 (~21日老人週間)
中・下旬	兵庫県高齢者の集い
20日	社会奉仕の日 (清掃活動等)
10月	
6日	県老連 グラウンド・ゴルフ大会
11月	
6日	健康ウォークラリー大会
中・下旬	京都府 女性委員との交流会
12月	
上・中旬	大阪府若手委員との 交流会
2月	
中旬	正副会長会・理事会
3月	
上旬	第2回評議員会

※女性・若手リーダー研修会は拡大4ブロックで開催予定



県老連組織見直しの方向性

現在、県老連の総務財政部会では、県老連本部の組織と運営方法について見直しを進めています。

1 見直しを行う理由

① 加入単位クラブ数の減少

県老連は、市町老連に加入する単位クラブ様の分担金で運営をさせていただいておりますが、その単位クラブ数が、平成20年度には4,252クラブあったものが、平成31年度当初では、3,503クラブとなり、749クラブ減少しています。(減少率17.6%)このため、県老連本部の支出を減少させる必要があります。

② 役員会(理事会・評議員・監事会)のあり方

県の他団体に比べ、開催回数等、適切な運営が行われているか見直します。

③ 副会長・理事・監事の選出は適切か

現状では、監事は、老人クラブ数の多いブロックしか選出されないことになっているなど、現在の役員の選出方法に問題はないか検討します。

2 見直しの方向性

① 組織の合理化

一例として、役員数の見直し(削減)を検討します。

② 運営方法の見直し

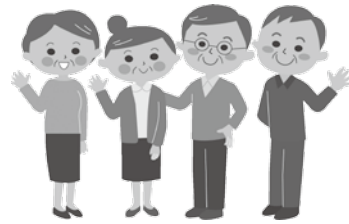
会議を開く代わりに、文書決議(決議省略)する場合も導入します。

③ 女性委員会と若手委員会のあり方

女性委員会と若手委員会を統合することについて検討します。

④ 部会(総務財政部会・調査広報部会・企画事業部会)

現在の部会のあり方そのものについて検討します。



3 今後の見直しスケジュール

① 令和元年度(2019年度)中に行うこと

今後、これらの案をもとに、正副会長会・理事会・評議員会で議論し、見直しの方向性(試案)を決定します。

② 令和2年度(2020年度)中に行うこと

- ① 県老連事務局から、1年間をかけて各ブロック(必要に応じ、市町老連へも)に見直しの方向性(試案)についてご説明させていただきますとともに、それぞれのご意見を伺います。
- ② いただいたご意見を反映した修正案を策定し、改めて、正副会長会・理事会・評議員会で審議、決定します。

③ 令和3年度(2021年度)

令和3年4月から、新たな組織運営体制をスタートします。

老人クラブ会員向けに 傷害保険・賠償責任保険で安心補償

2019年10月改定 **傷害保険** 自分がケガをした時の保険です。(病気および他人に与えたケガは対象外です。)

① 対象: 老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。加入手続きは所属の老人クラブの保険担当者が取りまとめる団体保険です。

② 保険期間	保険加入月(年2回のみ)	保険期間	申込及び掛金払込期間
	2019年10月加入の場合	2019年10月1日午後4時から1年間	2019年7月1日~9月15日まで
	2020年4月加入の場合	2020年4月1日午後4時から1年間	2020年1月1日~3月15日まで

③ 掛金払込の条件: 申込みの人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様) ※払込手数料は申込者負担

④ 補償範囲・掛金タイプ:

24時間型/4タイプ = 自転車事故を含む個人賠償責任補償や地震・噴火・津波補償や熱中症危険補償を付加したタイプもあります。

活動型/2タイプ



6タイプから1人1つ選択してください。複数口加入はできません。

賠償責任保険 他人の物を壊したり、ケガをさせた時の保険。(自分のケガは対象になりません。)

① 対象: 老人クラブ(全員加入が条件となります) ② 保険期間: 毎年10月から1年間 ③ 掛金: 1人年額100円(最低引受保険料3,000円) ④ 補償: 支払限度額1億円

公益財団法人全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区麹町3丁目6-14 三久ビル1階102号
 加入申込書・請求書等 > 専用FAX 03-3597-8767 > お問い合わせ > 03-3597-8770
 ホームページ http://www.senior-ld.com/ (老人クラブ連合会) > メールアドレス hoken@senior-ld.com
 (取扱代理店) 有限会社 シニアサービス TEL.03-3597-8768
 (引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社(担当課) 医療・福祉法人部 法人第二課 TEL.03-3515-4144

※この広告は、以下の商品についてご紹介したものです。
 「老人クラブ傷害保険」
 ■活動型: 老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険
 ■24時間型: 総合生活保険(傷害補償)
 「老人クラブ活動専用賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)」
 ご加入にあたっては、必ず「フットプリント」(概要)「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお申し送りしてあります。保険約款によりますが、ご不明な点がある場合には、代理店までお問い合わせください。
 19-T00792 2019年5月作成

年齢制限もなく
万が一に備え
安心な補償

老人クラブ会員だけが利用できる保険です。団体割引が適用されています。他人の物を壊したり、ケガをさせた時の「賠償責任保険」と自分がケガをした時の「傷害保険」に加入して、元気に活動しましょう。

わたしたちはのじぎくクラブ兵庫の活動をサポートしています
